

岩手県告示第542号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項において準用する同規則第52条第3項の規定により、花坂周三に対し、宝漁丸（漁船登録番号IT3-35352）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成25年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成25年7月30日(火) 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室